

---

○議長（近藤八郎君） ただいまから、会議を再開いたします。  
ただいまの出席議員数は、8人です。  
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第1 議案第22号「損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（谷一之君） 議案第22号 損害賠償の額を定めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、去る12月1日、役場庁舎屋上に降り積もった雪氷が、暖気により落雪し、役場東側駐車場に駐車していた車両を傷つけたことに伴う損害賠償の額を定めるものであります。

この度、過失割合が8割と確定し、12万6,272円を賠償することで示談が成立しております。なお、賠償金につきましては、一般会計補正予算で措置しております。

今後、このようなことがないように一層の注意を喚起し、再発防止に努めるとともに、被害者に対し深くお詫びを申し上げます。

以上申し上げまして、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 議案第22号 損害賠償の額を定めることについて、御説明申し上げます。

町長の提案理由にもございましたとおり、本案につきましては、令和3年2月1日、午後8時44分に、役場庁舎…16mの高さから落雪がございまして、役場東側駐車場に駐車しておりました、XXXXXXXXXXが所有する車両の左側ドア下部に落下した雪氷が衝突いたしまして、損傷を与えたものでございます。

3月12日に被害者であるXXXXXXXXXXとの示談が成立したところでございます。

損害額につきましては、15万7,839円でございます。過失割合として町が8、被害者の方が2となります。損害賠償額につきましては、この8割分の12万6,272円でございます。令和2年度補正予算に計上してございまして、議決後、速やかに支出するものでございます。なお、町の損害額につきましては、全国町村会総合賠償保険により手続きを進めております。

この度の車両破損事故の発生につきまして、深くお詫び申し上げるとともに、今後、このような事故が起こらないよう、庁舎管理及び注意喚起等を徹底してまいりますので、御

理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明、詳細理由の説明がございましたけども、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 大西議員。

○3番（大西 功君） 一つ質問させていただきます。

2割は駐車していた側に過失があるということでございますけども、その場には落雪の注意喚起ですね…落雪注意ですとか…そのような注意書きもなく、しかも雪氷がバウンドして車両にぶつかったと聞いております。駐車した側にしてみれば、全く想定外、予想できなかった事故だと思います。

一般的に考えてみても、もし■■■■ではなく…■■■■が同様な被害に遭われた場合、同じような過失割合になって、保険会社の判断そのままの過失割合になると考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） お答えいたします。今回の過失割合につきましては、町が加入しております「全国町村会総合賠償保険」の事例ですとか、あるいは査定を基に、一般的に8対2が妥当ということで判断し、示談交渉を進めて、了承を得られたものでございまして、あくまでも一例でございますけれども、■■■■がですね、その場所が空いていて…そこしか停められなかったという状況であれば、選択肢が無いということで、10対0ということも…ケースとしては考えられるということでありましたけれども、今回の状況を判断した時には、8対2が妥当ということで保険会社からもお話を頂いておりましたので、これが妥当という判断で示談交渉ということでお願いしたところでございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

- 議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第 22 号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（近藤八郎君） 起立多数です。  
したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 2 議案第 3 号「下川町課設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 議案第 3 号 下川町課設置条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

総務課長などから、「内部の検討委員会から町長に報告され、町長の判断に基づき提案されるに至ったもの」などの説明を受けました。

委員からは、「機構改革とは程遠い印象がある」、「大義が感じられない」、「職員が意欲を持って職務に取り組めるよう期待する」、「課名を変える事が重要ではなく、それぞれの課がどのような事務分掌とするかが重要なこと」のほか、「課の分離統合による事務分掌を早急に整理すべき」との意見がありました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は賛成多数により、原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果について報告とします。

- 議長（近藤八郎君） ただいま報告がありましたが、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。  
7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 下川町課設置条例の一部を改正する条例に賛成の立場で発言します。

本町は今までも課の再編は機を捉えながらされてきました。

今回の提案は、森林商工振興課を森林と商工に部門を分けて、森林は農務課と再編し農林課、商工は政策推進課と再編されて商工の名が消え、政策推進課となる再編案です。課を統合することにより、1課が減る再編案ではありますが、再編された2課については、その後の機能が変わることには違いありません。

町民は課の再編がメッセージとなり、これから先、行政がどうする方針なのかと想像します。課が1課なくなったという単純な話ではないのです。

再編することは、すなわち課の機能が新たに生まれる事であり、それは我が子の名前に置き換えても、この先の幸せを願い…考えてきたように、課の名前に込める思いも…これから先をイメージできるよう、魂を込めるのが名付け親の責任であります。

今回の総務産業常任委員会では、審議時間は1時間の審議をされており、そのうち、私の質問は、最後に問うた1問だけでした。そのことから、単純に名前が変わるだけといった認識の条例改正ではないことが、議員各位の認識であります。その審議内容と簡単に審議が通過していかなかった経過などは、町長も担当課から聞いているものと思います。

議会を通して条例を改正する…その大きなプロセスをする以上、効果的な名称にする必要があります。

私の理解ですと、この設置条例を改正する条例は、現時点ではまだ機構改革とは言えず、ただ単に課を1課減らしただけで、所管課長が単純に忙しくなっただけの条例改正です。

これをスタートとして、これから先の機構改革に注目したいと思います。

町民にもたらす幸せや利益が、どのような形で得られるのか、分かりやすく今後示されていくことを期待するものであります。

以上、議員各位の本旨の御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。  
4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 委員長報告のとおり、賛成の立場で討論させていただきます。

私は、今回この議案が通らないことによる行政事務の執行を危惧いたしまして、賛成をさせていただきます。

分かりやすい言い方でいいますと、今回の提案は、課長が兼務状態であった、課長の退職者が出られる、こうした措置という理解でございます。

組織の編成権…誰に関与されることなく…これは町長にございます。そんな中で、なぜ、議会が関与し、法律が定められて、議会の議決事項になっているのか。それは行政運営…住民生活に対して大きな影響を与えるからのようでございます。

そこで、私の役割として、意見、指摘をさせていただかなければいけないと思います。

改革とは、改め、変える事でございます。今回、委員長の報告にあったとおり、課の分離、統合であるということを思います。いろいろ積み上げをされてきたんですが、本来あるべき姿は、一定程度手続きを踏まれてきた。今、地域の課題は何なのか…やっぱりコロナです…最優先的。コロナの対策に従事されている担当課長はじめ、保健師の方々、さらには関わる皆様…幅広く、本当に心労…大変な事だと思います。その御労苦に対しまして、本当に敬意を表させていただきたいと思います。

コロナ、それから地域の課題でいいますと、前後いたしますけど…SDGsの問題、さらには定住、林業の問題、デジタル化の問題、財政の問題、様々な問題がある中で、攻める…果敢にチャレンジをしようという方針も示されているところでございます。

そのような中で…積み上げていく中で、課題をどういう分掌で整理をしていくのかと。

これは一定程度、手続きが踏まれたんだと思いますが、その中で…積み上げていって…そうしたらどういう体制がいいんだろう…部がいいのか…課がいいのか…グループがいいのか。御案内のとおり、改革のいろんな目的といいますか、意識の変化があるわけですが、やっぱり職員の方々のモチベーションがどれだけ上がって、課題解決に結びついていくかというところが…僕はポイントなんだと思います。それと働き方改革ですね。

そういうことで、現実的には…これは町長の執行権でございますが、早い時期に是非…機構改革をやっただいて、今日の課題に敏速に対応して、職員のモチベーションを上げていきながら、先ほど言いました…住民生活に大きな影響を与えないような形でできればいいと思います。

最後、どうしても申し上げなければいけないことでございます。町長の政策を実現する政策推進課…これは人事に関わる事なので…踏み込みすぎかもしれませんが、町長の6年間…課長が6人変わっております。短い人は5か月、長い人で1年3か月、今度は7年目に入るんですが、7人目です。これをどうしても正常と僕は捉えられません。町長の先の権限と責任の中でも、課長の責任…これは非常に僕は今…重たく感じられているんじゃないかなと。そして、その課で働く職員の方々。是非ですね、やっぱり職員の方々のモチベーションが上がるような…先ほど言いました…行政運営をやっただきたいと。と同時に、住民生活に対して大きな影響がないように配慮していただきながら、是非柔軟に対応していただきながら、この課題解決にチャレンジ精神で臨んでいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 先ほど、委員長報告にもありました、同僚議員の賛成討論にもございました、8人の議員の態勢は、そのように今回の改革を捉えております。

私から一つ申し上げたいのは、担当課の説明で、検討委員会というのはこの後予定されていないということでありました。今後も引き続き、検討委員会を設置して、機構改革につながる…このコロナ禍で…スピーディーに経済、社会、対応していかなくてはならない下川町であります。そのための機構改革を是非進めていただきたい、そのように申し上げます。

て賛成討論といたします。

○議長（近藤八郎君） ほかにありませんか。

（な し）

○議長（近藤八郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第3号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第3 議案第6号「下川町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 議案第6号 下川町介護保険条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

保健福祉課長などから、今回の基準月額を増額理由は、介護報酬の改定が行われたこと、施設介護が増加していること、サービス給付費が増加していることなどの説明を受けました。

委員からは、「給付を続けていくために必要な額を適時上げておかないと困ることになるのではないか。」「ある事業所について利用者並びにその家族から不満が聞かれる。町は許認可指導権限を持っているのだから、事業所に対して適切な指導をしなければならない。」などの意見がありました。

委員会として、次の意見を付します。

「基金の充足に努めていただきたい。」

「サービス内容に対して適宜指導を行うこと。」

以上、当委員会の審査の結果、本条例は原案どおり可決すべきものと決したところであり、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果について報告とします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

- 議長(近藤八郎君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

- 議長(近藤八郎君) 討論なしと認めます。  
これから、議案第6号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は、可決です。  
議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(近藤八郎君) 起立多数です。  
したがって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

- 
- 議長(近藤八郎君) 日程第4 議案第7号「下川町合併処理浄化槽設置資金の補助に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

- 総務産業常任委員長(大西 功君) 議案第7号 下川町合併処理浄化槽設置資金の補助に関する条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

税務住民課長などから、合併浄化槽の設置に関し一定程度の施策効果があったため、補助率を下げることにしたこと、これから該当はないものと見込んでいることなどの説明を受けました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は原案どおり可決すべきものと決したところであり、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果について報告とします。

- 議長(近藤八郎君) ただいま報告がありましたが、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(近藤八郎君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(近藤八郎君) 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第7号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長(近藤八郎君) 日程第5 議案第15号「令和3年度下川町一般会計予算」を議題といたします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

中田豪之助 予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長(中田豪之助君) 今定例会において、当委員会に付託を受けました、議案第15号 令和3年度下川町一般会計予算について、委員会における審査経過と結果について報告します。

この予算の審査に当たっては、冒頭、副町長から、財政見通し、予算編成方針並びに新年度予算の概要について、それぞれ説明が行われました。

令和3年度の財政は、新型コロナウイルス感染症による経済活動の低迷により、町税や地方贈与税等の減収が予想され、さらに国勢調査人口の減少による普通交付税への影響も懸念される見通しとなっています。

一方、歳出面では、過去に投資した大型建設事業の公債費が引き続き増加、公共施設老朽化への対応、地方創生に向けた取組、新たな日常の構築に向けた財政需要の増加などが見込まれ、各種政策を推進するための財源確保が厳しい状況になると予想されます。

予算編成は、国の地方財政計画、町の予算編成方針、第6期総合計画の財政運営基準で



ある「基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化」、「2030年におけるありたい姿の実現」を目指し、「第6期総合計画の着実な推進」、「効率的で効果的な行財政運営の推進」などを基本方針として、産業の振興、雇用の場の創出、人口減少対策、町民福祉の向上、教育環境の充実、安全で安心な暮らしの確保など、持続可能な財政運営、ありたい姿の実現に向けた予算編成となっています。

歳入歳出額は、共に51億300万円（対前年度当初予算比で3,700万円、0.7%増）を計上しています

歳入は、町税で3億2,088万円（6.3%増）、地方交付税で26億8,000万円（2.7%増）、国及び道支出金で6億9,098万円（0.1%増）、繰入金では、財政調整積立基金6,514万円、木質バイオマス削減効果活用基金800万円、木質原料製造施設基金1,850万円、サンルダム建設対策基金2,210万円など、基金繰入金全体で1億2,421万円を計上、町債は5億2,940万円を計上しています。

その後、4日間にわたって審査を行い、所管課ごとに担当課長などから推進施策・事業概要、事項別明細書などにより予算概要に取りまとめ、それに基づき説明を受けました。

その内容と質疑応答、そして意見などについて、事項別明細書も参照しながら、所管課ごとに報告します。

各種会計推進施策・事業予算概要書1ページからの、議会事務局及び監査委員事務局所管の施策では、情報提供・広聴広報活動の推進を推進事業とし、監査委員費では例月出納検査や定期監査等の適正実施を予算計上しています。

委員会での質疑において、局長などからは、「議員の資質向上として道外での新人議員研修への派遣、道外所管調査、また広聴広報活動として井戸端会議の出前形式による実施について、コロナ禍の情勢を見ながら計画中である。」

また、監査委員事務局としては、「会計伝票作成時、チェックの徹底を図る。」との説明がありました。

総務課所管の施策では、地域情報通信基盤整備事業、業務自動化の実証、人材育成事業や旧一の橋保育所除却などの予算が計上されています。

委員会での質疑において、課長などからは、「総務省への派遣は、昨年コロナ禍でテレワーク中心となったことや1年更新でもあり、本年度は派遣しない。」「業務自動化の実証実験は、各課でできるところから行う。」「旧一の橋保育所除却では、跡地の利活用について予定はない。」との説明、答弁がありました。

委員などから、「旧一の橋保育所跡地の境界にロープを張るなどして、公共の土地であることを示し、定期的に草刈り等の管理を行うべき。」との意見がありました。

政策推進課所管では、広報誌発行事務、持続可能な地域経済社会システム調査研究としての産業連関表、SDGsパートナーシップセンター事業、炭素基金・炭素本位制度調査事業などの予算が計上されています。

SDGsプロジェクトの推進、町民が行う「ありたい姿」実現に資する活動への支援などのほか、ふるさと納税促進事業など、9項目を推進事業とするものです。

委員会での質疑において、課長などからは、「ふるさと納税が伸びた理由は、返礼品の工夫、地道な取組があった。」との説明があり、「SDGs推進町民会議は、もっと門戸を広げて多様な意見を取り入れてはどうか。」との質問に対して、「現在委員は11名、傍聴

も含めて検討していく。」との答弁がありました。

委員からは、「産業連関表はじめ各種調査を基にして、地域課題に適応し、実効性があり、かつ法令を遵守した施策の遂行を望む。」との意見がありました。

税務住民課所管では、危機管理体制の充実、多様な公共交通の維持確保や交通安全・防犯対策の充実などを推進施策として、さらに宅配等事業、公区制度検討委員会の設置などを推進事業として予算計上しています。

委員会での質疑において、「宅配等事業はセイコーマートが新たに作成するカタログとチラシに掲載の商品を扱う。町内の他の事業者にも声掛けしたが応募がなかった。事業開始直前にまた町内事業所にも参加を呼びかける。大手宅配業者の荷物配達を一部受託することは収益源となる。」、「公区制度検討委員会は区割りを検討するのではなく、公区の適正規模、公区交付金、公区長委託料、運営体制等を検討する。」との説明、答弁がありました。

委員からは、「宅配等事業の実施に当たり、町民、関係者への更なる周知、分かりやすい説明を行うべき。」との意見がありました。

保健福祉課所管では、地域福祉の充実、健康づくりの推進、生活習慣病予防、子ども子育て支援サービスの充実など、10項目を推進施策として、さらに共生型住まいの場（ぬく森）の改修、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種、総合福祉センター改修、高齢者見守りなどが推進事業として予算計上されています。

委員会での質疑において、課長などから、「ぬく森は平成22年完成、平成26年頃から寒いとの入居者からの声があり、今回2か年計画で改修する。」、「がん検診では、平均一人から二人ほど癌が見つかるが、他自治体も同様の数値。」と答弁、説明がありました。

当委員会は、「下川の人口減少を食い止めるために自然減を止めることが必要。心臓、がん検診等、健康寿命を延ばすために必要な施策を町単費を投じてでも実施すべきである。」と意見を付すものであります。

山びこ学園の所管では、山びこ学園運営事業及び、快適な生活環境の確保及び維持、障がい者グループホーム運営事業を推進事業として予算計上したものです。

委員会での質疑において、園長などからは、「入所の要請があっても個室が無い。現在の入所者の障害程度が高い事を説明して、実際に視察していただき判断してもらっている。入所者との相性の問題もあり、他の施設を希望されるのが現状。」と答弁、説明がありました。

あけぼの園所管では、あけぼの園、デイサービスセンター、生活支援ハウスにおける、四つの推進事業を立案予算化したものであります。

委員会質疑では、園長などからは、「資格取得補助を下げたのは資格取得者が充足したのか。」に「保健福祉課所管の補助なので、町全体を考慮したあけぼの園独自の補助はある。これから資格の取得希望の職員もいる。」、「入所待ちの方は46名うち町内の方36名。」と答弁、説明がありました。

農業委員会及び農務課の所管では、総合的な農業施策、生産・流通体制の整備、農業経営の安定化、そして担い手の確保・育成などの推進施策を立案し、予算計上しているものです。

委員会での質疑において、課長などからは、「農産加工所の民間移行について、町内の

企業と協議中。設備については、懸念される箇所を整備した後、令和4年締結、令和5年民間で生産開始を想定。」「上名寄研修道場の利用について、新規の実習予定はない。ハウスは町内農家の試験栽培用で使用可能。」「農村活性化センター「おうる」の宿泊は、農林業の教育研修のみ、体育館は町民の利用に限定。」との答弁がありました。

委員会からは、「昨年同様の意見となるが、新規就農者の募集に当たっては、就農予定者に提供する情報について再検証すべきであるとともに、新規就農者の確保と住宅の適正な活用を図るべきである。」と意見を付すものであります。

森林商工振興課所管では、循環型林業経営の推進や森林バイオマスエネルギーの推進、森林の利活用、産業振興のほか、一の橋バイオペレッジなど、9項目を推進施策としています。

推進事業として、森林バイオマス地域熱供給システム面的拡大事業や中小企業振興事業、特定地域づくり事業などが示されました。

委員会質疑では、「特用林産物栽培研究所事業のNPO委託、昨年度の生産量について」、課長などからは、「作業効率は上がっている、売上は若干減少。また、本町の地域材利用推進方針により、可能な限り地域材を用いたい。」

「横浜市戸塚区との子ども交流は今後しないのか。」に対して、「令和2年はコロナでできず、令和3年は相互交流で実施したい。」「サンルダム左岸管理用道路は林道としても使用可能。」と答弁がありました。

当委員会として、「サンルダム左岸管理用道路は、国有林、町有林への林道として使用可能ならば、国にも整備費用の負担を要請すべきである。」との意見を付すものであります。

建設水道課所管では、快適な住環境の確保、安全で快適な道路交通の確保など、4項目を推進施策としています。

委員会質疑では、課長などから、「除雪費は債務負担行為として予算確保も考えられる。」に対して、「単価契約のため当初から金額を確定できない。」との説明、答弁がありました。

委員会からは、「除雪費について、費用の内払いも検討してはどうか。」という意見がありました。

教育課及び教育委員会所管では、小中学校教育の充実や下川商業高等学校への支援など、6項目を推進施策とし、それぞれの施策について、立案予算化しているものであります。

委員会質疑では、課長などから、「ふるさと交流館、札天山収蔵館は予約制となるが、それでも利用者が増えない場合の対策は。」に対し、「そのような事態を回避するべく努力する。」との説明、答弁がありました。

このように各所管課からの説明及び質疑を終えた後、理事者への一括質疑として、「下川町のコロナ対策への決意」、「健康寿命を延ばす施策」、「小中一体教育に関連して、空き校舎に消防庁舎と役場庁舎を移動させる考えはあるか」、「地域の重要課題を一体的に考えなくてはならない（例えば公区制度、移住者のフォロー、住宅確保、仕事のサポート等）」等についての質疑を行いました。

それぞれ理事者側からは、「下川町のコロナ対策への決意」として、「今後は疲弊した町内産業に対して、令和2年の確定申告をよく分析した後、国の3次補正予算を用いて対策を講じていく。」「ワクチン接種は1日当たり50人を目途として、町立病院の医師、看護

師と連携して速やかに実行する。医療福祉関係者には労っていききたい。」との答弁がありました。

委員からは、「町のコロナ対策については、議会と連携しながら取り組むべきである。」との意見がありました。

「健康寿命を延ばす施策」においては、「健康寿命とは心身共に自立できる期間と捉えている。自分らしい暮らしを最後まで続けられるように医療・福祉・住居など、地域連携包括ケアシステムを構築したい。」「生活習慣病を予防するため、特定健診受診率の向上に努める。」との説明がありました。

「小中一体教育に関連して、空き校舎に消防庁舎と役場庁舎を移動させる考えはあるか。」については、「小中一貫教育は教育委員会などと協議中、今後も研究を深める。複数の類型があり各々長所・短所がある。一体となった場合、普通教室は純増、特別教室は調整により現状で運用可能と考える。」との説明がありました。

委員からは、「少しずつ前進している。消防庁舎では新型車両の大型化、物品の増加により収納場所が限界。」との意見がありました。

「地域の重要課題を一体的に考えなくてはならない（例えば公区制度、移住者のフォロー、住宅確保、仕事のサポート等）」については、「地域課題は行政、政治、医療福祉、教育文化、産業、コミュニティに及ぶ。総合計画を対策の一つとして、ビジョンを明確にして取り組む。人口減少が進んでおり、公区制度の検討とともに一つずつ解決したい。」との説明がありました。

理事者との総括質疑を踏まえ、当委員会として、既にそれぞれの担当課所管の予算において指摘しました意見のほかに、「産業クラスターは19年の歴史があり、その功績は大きい。総括をするべきである。また、林業総合センター、農産物加工研究所、ふるさと交流館など、技術、ニーズ、時代の変化とともに姿を消す、機能が極端に削減される事業があり、次のステップへつなげるためにもこれらの経緯、業績、予算、人員等々の総括をするべき。」との意見を付すものであります。

以上、当委員会として原案どおり可決すべきものと決しましたので、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

7 番 小原議員。

○7 番（小原仁興君） 議案第 15 号 令和 3 年度下川町一般会計予算に賛成の立場で討論します。

本予算は、令和 3 年度に予定されている一般会計について計上されたものであります。

本予算は、予算審査特別委員会に付託され、12 日より審議が始まりました。

担当課から説明を受けながら、折に触れ、本町の歴史的な背景にも触れながら審議をしてまいりました。担当課はもとより、議員各位におかれましても、非常に大変な作業であったこと、大変お疲れ様でした。

限られた財源の中で、知恵と工夫をもつての予算提案であると理解しており、その後に審議された各種特別会計も予算提案の中で同様の審議をしております。

この先 1 年間で、いろいろな事が起きることが想定されますが、想定外の事が発生した折には、できる限り、早めに議会の俎上に上げていただくことが望まれます。

今までも、一般質問等々で、委託費をめぐる法制上の確認がなされておりますが、本町議会の姿勢としては、さきに述べたとおり、町長の専決処分は認めておらず、それは法令云々といった考えとは別として、本町の議会としては、基本的にそこに結びつくことはイレギュラーであるとの認識であります。

各担当課におかれましては、特異な事情があることも承知していることから、考慮はありますが、コスト意識が叫ばれる中、その部分は今一度意識してほしいとお願いするところでもあります。

各担当課で、果敢な新しい取組が予算に反映されています。その先には、町民の利益となることを期待しているところでもあります。町民への十分な周知と、形として見える取組になることを要望するところでもあります。

以上、理由といたしますので、議員各位の本旨の御理解と御賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 私も賛成の立場から討論をいたします。

令和 3 年度の予算は、依然として収束の見通しが立たない新型コロナウイルスの感染拡大の対策を取りながらも、限られた財政状況の中、優先度の高い施策に取り組むというものです。

下川町が厳しい財政状況にあるということは、様々な場面で話題に出ております。この議会にとどまらず、もはや町民の共通認識といっても過言ではありません。

しかしながら、厳しい状況下においては、経費の削減ばかりでなく、一方で攻めの投資も重要だと考えます。そして、その投資の角度や投資が実る確実性を高めることが重要だと考えます。もちろん赤字を削減するための行財政改革は同時並行で進めつつ、下川の強みである分野、またプラスが期待できる確実性のある分野への投資については、これからの下川町を支えるためにも必要であると考えます。

本予算案にも老朽化した公共施設の修繕や町民生活を支えるための施策が計上されており、これらは町民生活の質の維持が期待されるものです。さらに、投資的事業にも取り組むことで、町内産業の競争力を高めようというものもあります。

下川町としては、将来に向けて意欲ある様々な分野の町民の取組に対し、それぞれのニーズに対応した支援メニューを提供することで、全国的な人口減少、また縮小社会にあって、雇用の維持や拡大、町民所得の向上、そして税収源の確保をもたらすものと考えております。

そして、この下川町に新たな担い手が集うことで、町内に活気をもたらすことにより、それぞれが目的を持って生き生きとした生活を営む町が実現する。それが常日頃、町長が掲げる幸せ日本一の下川町になるのではないかと考えます。

国内に新型コロナウイルスの感染が発生してから1年余りが経過しております。下川町においても、町民活動に自粛や制限がかかるなど、全ての町民に影響が及んでおります。

これまで経験したことのない事態への対応に、町全体として継続して取り組んでまいりました。町長以下、町職員の皆さんも、刻々と変化する事態への対応に戸惑いや苦労も多かったものと思います。

新型コロナウイルス対策は、ワクチン接種など、新しい段階を迎えます。医療・福祉従事者をはじめ、日々の業務で対応を強いられる職員の皆様の御尽力に対し、改めてお礼と感謝を申し上げます。

最後になりますが、町民の皆さんと…私も町民の一人として、引き続き感染拡大予防に取り組むと…お互い共通認識を持ち、そういった気持ち呼び掛け合う…そういった姿勢で令和3年度に向かおうという呼び掛けをもちまして、私の賛成討論といたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかにありませんか。

（な し）

○議長（近藤八郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第15号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第6 議案第16号「令和3年度下川町下水道事業特別会計予算」、日程第7 議案第17号「令和3年度下川町簡易水道事業特別会計予算」、日程第8 議案第18号「令和3年度下川町介護保険特別会計予算」、日程第9 議案第19号「令

和 3 年度下川町国民健康保険事業特別会計予算」及び、日程第 10 議案第 20 号「令和 3 年度下川町後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

中田豪之助 予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（中田豪之助君） 第 16 号から 20 号まで、一括説明させていただきます。

今定例会において、当委員会に付託を受けました、議案第 16 号 令和 3 年度下川町下水道事業特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について御報告いたします。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、歳入歳出をそれぞれ 2 億 8,775 万円とし、うち一般会計からの繰入金は 1 億 663 万円です。

第 2 条では、地方債の起債目的と限度額 6,580 万円を定め、第 3 条では、一時借入金の最高限度額を 5,000 万円と定めるものであります。

事業概要書 30 ページから、公共下水道の維持管理と整備の促進と、合併処理浄化槽の維持管理と設置促進を推進施策として、浄化センター汚泥処理設備等改修工事、個別排水処理施設維持管理事業などを立案、予算計上しています。

審査に当たり、担当課長などから、推進施策・事業概要、事項別明細書により、「令和 6 年度に公営企業会計を適用する。」と説明を受けました。

審査の結果、当委員会としては、「下水道事業の公営企業会計適用事業において、新規のハード・ソフト一式と会計担当の職員が想定されるため、十分な検討を求めるものである。」との意見を付し、議案第 16 号については、原案どおり可決すべきものと決したので、議員各位の御協賛をお願いし、御報告といたします。

次に、議案第 17 号 令和 3 年度下川町簡易水道事業特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について御報告いたします。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、歳入歳出予算をそれぞれ 1 億 7,662 万円とし、うち一般会計繰入金は 1,490 万円です。

第 2 条では、地方債の起債目的と限度額 6,580 万円を定め、第 3 条では、一時借入金の最高限度額を 500 万円と定めるものであります。

事業概要書 28 ページから、水道施設の適正な維持管理、計画的な水道施設の整備を推進施策として、下川浄水場維持管理事業、一の橋浄水場維持管理事業、公営企業会計適用事業などを推進事業として立案、予算計上しています。

審査に当たり、担当課長などから、「推進施策・事業概要、事項別明細書により、令和 6 年度に公営企業会計を適用する。」と説明を受けました。

審査の結果、当委員会としては、「公営企業会計適用事業において、一の橋地区の水道施設の将来的なあり方について検討を開始すべきである。また、簡易水道事業においても、公営企業会計適用事業において、新規のハード・ソフト一式と会計担当の職員が想定されるため、十分な検討を求めるものである。」との意見を付し、議案第 17 号については、原案どおり可決すべきものと決したので、議員各位の御協賛をお願いし、御報告といたしま

す。

次に、議案第 18 号 令和 3 年度下川町介護保険特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について御報告いたします。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、介護保険事業勘定の歳入歳出予算をそれぞれ 5 億 381 万円、うち一般会計繰入金を 1 億 356 万円、基金繰入金は 641 万円です。

介護サービス事業勘定の歳入歳出予算は、それぞれ 3 億 5,205 万円と定め、うち一般会計繰入金を 6,546 万円、基金からの繰入金を 100 万円としています。

第 3 条では、一時借入金の最高限度額を、介護保険事業勘定 3,000 万円、介護サービス事業勘定 3,000 万円と定めるものです。

事業概要書 9 ページ、15 ページから、予算概要では、介護予防等の円滑な取組、介護保険の運営及びあけぼの園等の充実を推進施策として、介護予防・日常生活支援総合事業やあけぼの園、短期入所生活介護事業、通所介護サービス事業などを予算計上したものであります。

審査に当たり、園長などから、推進施策・事業概要、事項別明細書により説明を受けました。

審査の結果、委員からは、「ロボット化、ICTにより、職員の負担軽減、対策を講じることが評価できる。これらにより、更なる労働環境の改善を望むものである。」との意見がありました。

議案第 18 号は、原案どおり可決すべきものと決したので、議員各位の御協賛をお願いし、御報告といたします。

次に、議案第 19 号 令和 3 年度下川町国民健康保険事業特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について御報告いたします。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、歳入歳出予算それぞれ 5 億 360 万円、うち一般会計繰入金を 4,775 万円とし、第 2 条では、一時借入金の限度額を 5,000 万円と定めるものであります。

事業概要書 9 ページから、予算概要では、医療保険の運営を推進施策として立案、予算計上したものであります。

当委員会として、議案第 19 号については、原案どおり可決すべきものと決したので、議員各位の御協賛をお願いし、御報告といたします。

次に、議案第 20 号 令和 3 年度下川町後期高齢者医療特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について御報告いたします。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、歳入歳出予算それぞれ 6,514 万円、うち一般会計繰入金を 2,456 万円としています。

歳出には、総務費のほか、後期高齢者医療広域連合納付金などが計上されています。

予算概要書 9 ページより、予算概要では、医療保険の運営を推進施策として立案、予算計上したものです。

審査の結果、当委員会としては、議案第 20 号については、原案どおり可決すべきものと決したので、議員各位の御協賛をお願いし、御報告といたします。

○議長(近藤八郎君) ただいま、議案第 16 号から議案第 20 号まで報告がありました。



これから一括して質疑を行います。

なお、質疑の際は、議案番号を指定してください。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 16 号について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 16 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 17 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について、討論に入ります。

原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番 齊藤議員。

○1番（齊藤好信君） それでは、議案第18号について、賛成の討論をしたいと思いません。

新型コロナウイルスの感染が国内に広がりはじめてから約1年余り、いまだ先の見えない脅威となって私たちの生活を脅かしております。

そのコロナ禍にあって、医療従事者とともに現場の最前線で高齢者の方、また自立生活に支援を必要とする方に対し、寄り添い、励まし、仕事をされている介護従事者の皆様に、改めて心より感謝申し上げたいと思います。

介護の職業は、利用者に対し、お世話をする、配慮する、気配りをする…ケアであります。さらに、ある意味、忍耐を求められる仕事であると思います。まさに医療とともに介護職は聖業なのであります。コロナ禍の中で、職場に限らず、家庭の中でもどれほどか緊張感の毎日であるかと推測いたします。それらを全て乗り越えられる力は、介護職に対する使命感であると思います。

介護従事者の方に対し、皆様には引き続き、高齢者の方、利用者の方々の安心した生活を支えるために御尽力をお願いして、賛成の討論といたします。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） ここに至るまで、様々な経緯、経過があったと推察いたしますが、本予算において、デジタル化社会において、ロボット化、ICTによる職員の負担軽減等々が上がっております。

私は、今、下川町におけるロボット化、ICT化…これは今後取り組む起点であると…いわゆるキックオフであるというふうに考えております。

是非ですね、この取組の延長線上に下川のモデルを作り出すという気構えをもっていたら、是非是非…自らモチベーションを高め、奮い立たせていただいでですね、様々な取組をしていただきたいと思ひます。高く評価をさせていただきたいと思ひます。今後ともデジタル化推進をしていただきたいと思ひます。

以上、賛成の意見を述べさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 18 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号について、討論に入ります。

原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 19 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 20 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 11 議案第 21 号「令和 3 年度下川町病院事業会計予算」を議題といたします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

中田豪之助 予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（中田豪之助君） 今定例会において、当委員会に付託を受けました、議案第 21 号 令和 3 年度下川町病院事業会計予算について、委員会における審査経過と結果について御報告いたします。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、病院事業会計の総則。第 2 条で、業務の予定量として、年間患者数を入院 1 万 950 人、外来 1 万 8,150 人とし、第 3 条で、収益的収入 5 億 6,043 万円、支出 5 億 7,961 万円を定め、第 4 条で、資本的収入 657 万円、支出 1,103 万円を定め、第 5 条で、一時借入金の限度額 3,000 万円、第 6 条で、予定支出の各項の経費の金額の流用を定め、第 7 条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、第 8 条で、一般会計からの補助金を 2 億 2,000 万円、国民健康保険事業特別会計からの補助金 200 万円を定め、第 9 条で、棚卸資産購入限度額を 4,700 万円と定めています。

予算概要書 34 ページより、予算概要では、町立下川病院の充実を指針施策として立案、計上したものです。

事務長などからは、「看護師は外来・入院ともに概ね充足している。課題は外来患者の減少。」との説明がありました。

審査の結果、「41 の病床は過大ではないか。人口減少の中、地域医療に対する展望をもって規模、体制を検討していくべきである。」との意見を付し、当委員会として、議案第 21 号については、原案どおり可決すべきものと決したので、議員各位の御協賛をお願いし、御報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。  
これから、議案第21号について、討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。  
3番 大西議員。

○3番（大西 功君） 下川町病院事業会計予算について、賛成の立場から発言させていただきます。

国内において、新型コロナウイルス感染症がまだ収束しない中、町立病院は町民の身近な医療機関として、これまでどおり地域医療の提供と患者サービスの向上に努めています。

令和2年度は、病院一丸となって、入院患者への面会制限など、これまで体験したことのない感染症対策に取り組み、町内において感染拡大を防ぎ、町民の不安を取り除いてきました。

令和3年度においても、発熱外来の設置など、町民の生命、安全を守るために、新型コロナウイルス感染症対策を講じることに加え、町民へのワクチン接種など、重要な役割を担うことになります。

引き続き、町立病院の医師、看護師をはじめ、様々な職種で勤務される皆さんにおかれましては、通常勤務に加え、コロナ対策の業務に当たることによって精神的な不安による疲労が蓄積していることも想像できます。

今後も新型コロナウイルスの収束の見通しが立たない中、町立病院における医療従事者の皆さんに対し、これまでの取組への感謝と、引き続き感染防止のために御尽力いただくことに対し、お礼を申し上げ、賛成討論とします。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。  
4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 私も従事されている方々に感謝をいたしますとともに、賛成の討論をさせていただきたいと思えます。

病院の先生はじめ、医療業務、医療事務、それから…前後いたしますが…病院の維持、清掃、夜警、調理、廃棄物、検査、電気消防保安等々、全ての関係者の皆様に、コロナ禍で大変な中であって御尽力されていることに対して、敬意を表させていただき、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第 21 号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は、可決です。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。  
したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 12 下川町総合戦略調査特別委員会結果報告を行います。  
下川町総合戦略調査特別委員会から、報告したいとの申し出がありましたので、報告を求めます。  
斉藤好信 下川町総合戦略調査特別委員長。

○下川町総合戦略調査特別委員長（斉藤好信君） 第 2 期下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する調査について、その審査経過と結果について報告いたします。

本計画は、令和 3 年度から 5 年間の計画となっており、第 1 期の計画が令和 2 年で終了するため、第 2 期計画として策定するものであります。

政策推進課長などから次のように説明がありました。「人口目標について、総合計画で示している人口は最低ライン、これより下回らない数値であったが、本計画は各種施策によって現在よりは減少するかもしれないが、総計のような最低ラインの人口に上乗せできるように設定している。総合計画の中期計画策定する際は、本計画の目標人口と整合させて行きたい。掲載している事業は全て総合計画に掲載されているものである。」

委員から、「総合戦略は地方を活性化するためにどうするかが本旨、有効に活用されたい。」などの意見が出されました。

当委員会としては、第 2 期下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略は妥当なものと判断します。

持続可能な地域社会実現のため、地域の特色や地域資源をいかした施策を実施されることを期待する。

以上、委員会の審査報告とします。

○議長（近藤八郎君） 以上で報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 13 閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会から、「各議会の会期及び議会運営に関する事項等の調査、協議の件について」、議会広聴広報特別委員会から、「議会広報の発行及び調査研究に関する事項の件について」、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 4 月 30 日までのひと月間、それぞれ閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありましたが、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長(近藤八郎君) 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和3年第1回下川町議会定例会を閉会といたします。

午後4時27分 閉会

---

○議長(近藤八郎君) ここで、町長から、申し出により挨拶があります。

○町長(谷一之君) 本定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄御多用のところ、本定例会に御出席を賜り、10日の開会から本日まででの会期中で、提案させていただきました議案におきまして精力的に審査いただきましたところ、全ての議案をお認めいただき、心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

それぞれの議案における審査や委員長報告にて寄せられました御意見や御提言、さらに一般質問にて御示唆いただいた課題や問題提起、御提言などをしっかりと受け止めながら、来る新年度におきまして、誠実かつ丁寧に各事務事業の執行に当たってまいります。

また、開会の挨拶でも申し上げましたが、新型コロナウイルスに係る感染予防につきましては、今後も気を緩めることなく、徹底した予防対策と啓発活動を図っていく所存でございますので、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、今後とも公私ともに変わらぬ御指導と御示唆を賜りますようお願い申し上げます。誠にありがとうございます。

○議長(近藤八郎君) 以上をもちまして、散会とします。御苦労さまでございました。